

# 公益財団法人宮崎文化振興協会

## 令和2年度 第2回理事会議事録

1. 日 時 令和3年3月18日(木) 午後1時55分～午後4時30分

2. 場 所 宮崎市宮崎駅東1丁目2-7 宮崎市中央公民館3階 大研修室

3. 出席者 理事現在数 10名 定足数 6名

出席者 小泉英一 時任京子 石本由美子 大館真晴  
片野坂千鶴子 迫田 繁 中山 隆 日高智子

以上 8名

(定款第31条第2項の規定による定足数を充足)

監事出席 酒匂俊宏 児玉和弘 以上 2名

同席者

(公財)宮崎文化振興協会事務局次長兼経営戦略課長 和田尚子

他 14名

計 25名

### 4. 議 案

- |        |                                       |                      |
|--------|---------------------------------------|----------------------|
| 第1号議案  | 公益財団法人宮崎文化振興協会                        | 給与規程改正(案)について        |
| 第2号議案  | 公益財団法人宮崎文化振興協会                        | 無期転換職員就業規則改正(案)について  |
| 第3号議案  | 公益財団法人宮崎文化振興協会                        | 契約職員就業規則改正(案)について    |
| 第4号議案  | 公益財団法人宮崎文化振興協会                        | 非常勤職員就業規則改正(案)について   |
| 第5号議案  | 公益財団法人宮崎文化振興協会                        | 臨時職員就業規則改正(案)について    |
| 第6号議案  | 公益財団法人宮崎文化振興協会                        | 任期付舞台技術職員就業規則(案)について |
| 第7号議案  | 宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の保有について         |                      |
| 第8号議案  | 令和3年度宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の取崩しについて   |                      |
| 第9号議案  | 令和3年度事業計画書(案)について                     |                      |
| 第10号議案 | 令和3年度収支予算書(案)について                     |                      |
| 第11号議案 | 特定費用準備資金の積立額について                      |                      |
| 第12号議案 | 寄付金の受入承認について                          |                      |
| 第13号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正(案)について |                      |
| 第14号議案 | 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正(案)について |                      |
| 第15号議案 | 臨時評議員会の開催について                         |                      |

### 5. 報告事項

- |       |                               |                        |
|-------|-------------------------------|------------------------|
| 報告事項1 | 公益財団法人宮崎文化振興協会                | 宮崎市民プラザ職員の夜勤手当運用規程について |
| 報告事項2 | 宮崎市民プラザ開館20周年記念事業準備資金の取崩しについて |                        |
| 報告事項3 | 公益財団法人宮崎文化振興協会                | 処務規程改正について             |
| 報告事項4 | 職務執行の状況について                   |                        |

### 6. 議長選任の経過

司会が開会を宣言した。次に定款第33条第3項により理事長 小泉英一が議長を務めること及び定款第31条第2項により会が有効に成立していることを告げ、議長の進行により議案の審議に入った。

## 7. 議事の経過要領及びその結果

議長は、定款第34条第2項に基づき、理事長 小泉英一と監事 酒匂俊宏、監事 児玉和弘が議事録署名人になることを告げ、次の3議案及び報告事項について審議した。

(議案)

### 第1号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 給与規程改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会給与規程における住居手当の改正について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第2号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 無期転換職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会の無期転換職員就業規則について住居手当の規定を追加するため、所要の改正をすることについて事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第3号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 契約職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会の契約職員就業規則について住居手当の規定を追加するため、所要の改正をすることについて事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第4号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 非常勤職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会の非常勤職員就業規則について通勤手当の規定を追加するなど、給与に関する条項を改定するため所要の改正をすることについて事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第5号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 臨時職員就業規則改正(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会の非常勤職員就業規則について通勤手当の規定を追加するため、所要の改正をすることについて事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第6号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 任期付舞台技術職員就業規則(案)について

新たに任期付舞台技術職員を雇用するにあたり就業規則を制定することについて事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第7号議案 宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の保有について

特定費用準備資金等取扱規則第5条に基づき、資金保有の承認をお願いすることについて事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

### 第8号議案 令和3年度宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の取崩しについて

特定費用準備資金等取扱規則第6条第3項に基づき、同準備資金取崩しの承認をお願いすることについて事務局から説明があった。

第7号と第8号議案について、中山理事から4D—VRはどういったものか質問があったが、後程事業計画の中で説明することとなった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

## 第9号議案 令和3年度事業計画書(案)について

公益財団法人宮崎文化振興協会定款第7条に基づき令和3年度事業計画について、説明があった。

- (石本理事) コロナ対応のため、こどもの日の入館料無料を有料に変更したが、無料の時の入館者数の実績と有料にすることで入館者数をどれくらい予想しているか。人数によって入館制限はあるのか。
- (重山副館長) 無料の時は延べ3千人から4千人の来館者がある。雨の日は来館者が多い。有料にした場合、5百人から1千人を見込んでいる。雨の日の場合は1千人に近づく。コロナの関係で例年より入館者数は少ないのが現状であるが、雨が降ると先週などは6百人から7百人の方が来館されている。
- (石本理事) 生活困窮の方の利用に対する配慮はいかがか。
- (重山副館長) 9月23日敬老の日はシルバーデーで、昨年までは65歳以上の方とその家族だけ無料ということであったが、全ての方を無料とした。
- (日高理事) 以前、大淀川学習館の会議室で数名での俳句会を企画したが断られた。結局、外で開催した。前もって企画書を提出すれば、貸していただけるのか。
- (上村調整監) 会議室の設置条件は施設イベントでの利用が主目的である。通常は公共的な団体に貸し出している。職員の理解が不十分であり申し訳なく思っている。事前に問い合わせ、届け出を出して頂き、基準に照らし合わせ貸し出しが可能か判断させていただく。
- (大館理事) 新年度の夏から秋にかけて、国民文化祭が行われるが、全国から宮崎に集まる。施設の取り組み、イベント等で宮崎市の国民文化祭のイベントと関連して行われるものがあるかお聞きしたい。
- (鎌田副館長) 宮崎市内の各文化施設については、施設・場所を提供するというスタンスである。市民プラザの場合、昨年、自主事業の中で「こども創作ミュージアム海幸山幸」というオリジナルミュージカルを公演したものが好評であり、これが再演という形で国文祭の演目に入っている。主催ではないが、再演という形でのからみがある。
- (大館理事) 例えば、中秋の名月の観月会、歴史講座、大淀川の生活文化について等、これまでの取り組まれた企画は素晴らしい。国文祭関連イベントに位置付けることで、多くの方に、これまでの取り組みを知って頂くチャンスと考える。
- (片野坂理事) 経営戦略課の研究事業について、職員の仕事の裏側を知ることができ良い事業だと思う。小さな裏側の仕事の積み重ねが、それぞれの館の展示物等にかかわってくるのだと考える。コロナ禍で入館者の入場制限については、どのような配慮をしているのか。
- (時任専務) 人数制限においては、国の基準、それに基づく県の基準が4月以降、示されている。大きな声を発するものは50%、それ以外は100%とされている。例えばプラネタリウムは声を出すものではないが、ほぼ50%としている。すべての館でこの基準に基づき運営している。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

## 第10号議案 令和3年度収支予算書（案）について

公益財団法人宮崎文化振興協会定款第7条に基づき令和3年度収支予算について、事務局から説明があった。

(児玉監事) 第1号から第5号議案において、住居手当・通勤手当をあげるということであったが管理費があまりあがっていないのはなぜか。

(和田次長) 各館の人件費は事業費、事務局の経営戦略課に所属する職員（契約職員のみ）の人件費が管理費となっている。第1号から第5号議案に該当する職員がいないので管理費には反映されない。

(酒匂監事) 第7号と第8号議案に、積立と取崩しがあがっているが、予算にはあがってこないのか。  
資料集66ページの特定費用準備資金積立案において、積立目標額が752万4千円に対し、今年度に300万円積立てることになっているが、来年度に取崩す分は、予算に組み込まれているのか。今後、支払いが発生する場合は、750万円までは積立せずに払う形になるのか。

(和田次長) 積立額に対しての今年度の予算への計上において、賃借料912万円を令和3年度の予算に計上しており、4D-VRの賃借料もこの金額の中に含まれている。積立額は令和2年度の決算余剰額で積立てる。積立てた300万円のうち150万円を取崩して賃借料に含めている。

(酒匂監事) 実質4万円くらいしかあがっていないように見えるが、150万円の支払いは発生するのか。

(和田次長) 支払いは発生する。

(酒匂監事) 支払いは発生してその分の取崩しを収入で別立てすることなく、ここから直接減額するということか。

(和田次長) 令和2年度に300万円積立をした上で、令和3年度に一部取崩す。

(酒匂監事) 150万円を取崩して150万円の支払いになるので、賃借料の予算額である912万円はプラスマイナスゼロとして予算が組まれているのか。  
実際は積立を取崩すと収入にあがるが、取り崩しの収入は予算計上されていない。今年準備して積立しておくということになれば、来年崩したときは、崩した分が収入であがり、支払いは経費であるわけだから、令和3年度の賃借料の実際的な負担はない形で予算が組まれているということになるのか。

(和田次長) 令和3年度の収支予算の中の経常収益の中には取崩し分を含んでいないので、実際は費用の分だけが計上されている。令和3年度以降の積立についても余剰金を積立てる、必要な額を、その年度ごとに取崩して賃借料を支払っていく。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

#### 第11号議案 特定費用準備資金の積立額について

特定費用準備資金等取扱規則第5条に基づき、特定費用準備資金の積立額について、事務局から説明があった。

質疑はなし。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

#### 第12号議案 寄付金の受入承認について

金銭の寄付の申し出があったことについて説明があった。

質疑はなし。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

#### 第13号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正（案）について

公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正について、事務局から説明があった。

(片野坂理事) 毎年、就業規定の改定をされていて良いと思う。子育てサポート企業認定の取得条件は厳しいと思うが、ぜひ頑張ってもらいたい。女性だけでなく、男性も取っていただけると良いと思った。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

#### 第14号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正（案）について

公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改定について、事務局から説明があった。

質疑はなし。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

#### 第15号議案 理事に退任に伴う臨時の評議員会開催について

公益財団法人宮崎文化振興協会定款第18条第1項に基づき臨時の評議員会の開催について、事務局から説明があった。

質疑はなし。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

#### (報告事項)

##### 報告事項1 公益財団法人宮崎文化振興協会 宮崎市民プラザ職員の夜勤手当運用規程について

公益財団法人宮崎文化振興協会 市民プラザ職員の夜勤手当について、事務局から報告があった。

(中山理事) 夜間勤務は何時から何時までか。

(和田次長) 夜勤がある日の勤務シフトは13時30分から22時15分までである。22時を超えると労基法で一時間の25%の追加した額での支払いとなる。22時を超えるのが15分間なので、1回の夜勤では手当がつかず、2回で手当がつくという現状。1ヶ月8回の夜勤があるが15分の8回で2時間分(540円)の夜勤割り増し賃金しか支給できなかった。処遇改善として1回15分で300円、夜勤手当を支給することとした。

(日高理事) 夜間勤務は1人なのか。

(和田次長) 最低で2人である。

(日高理事) 通常勤務は何時から何時か。

(和田次長) 8時30分から17時15分までである。

(日高理事) 広い市民プラザに2人で夜勤されて300円は安すぎではないのか。

(和田次長) 今回初めて創設する制度なので、金額については今後検討していく。

(小泉理事長) 現状時間外で15分を積み上げた分をもらうより、随分高い金額ということになる。給与改善について理事や監事の力をお借りしながら手当等の改善を図っているところである。増額についてもご意見を頂きながら検討していく。

## 報告事項2 宮崎市民プラザ開館20周年記念事業準備資金の繰越しについて

宮崎市民プラザ開館20周年記念事業準備資金の取崩しについて、事務局から報告があった。

(酒匂監事) 当初の計画の取崩しで、アラスカフォトライブと寄席で差額がでている部分は経理上問題ないのか。一旦、全部取崩して新たに739万円を積立てなくて良いのか。

(和田次長) 県に確認したところ2年にわたり、必要額を取崩す方法で問題ないとのことだった。

## 報告事項3 公益財団法人宮崎文化振興協会 処務規程改正について

公益財団法人宮崎文化振興協会 処務規定改正について、事務局から報告があった。  
質疑はなし。

## 報告事項4 職務執行の状況について

職務執行の状況について、事務局から報告があった。  
質疑はなし。

(その他)

### 新型コロナウイルス関連の発表

井田主任主事より「宮崎科学技術館における新型コロナウイルスの対応について」発表があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、午後4時30分に司会が閉会を宣し、解散した。

上議決を明確にするため、本議事録を作成する。

なお、以上この議事録が正確であることを証するため、理事長及び出席した監事は次のとおり署名する。

令和3年3月26日

公益財団法人宮崎文化振興協会 令和2年度 第2回理事会

理事長

小泉 英一

監事

酒匂 俊宏

監事

児玉 和弘